

週休2日制工事実施要領新旧対照表

新	旧
(趣旨) 第1条 この要領は、建設業における労働者の処遇改善等、働き方改革を推進するため、現場閉所により<u>週休2日</u>を現場の休工日の基本とする「週休2日制工事」を実施するにあたり必要な事項を定める。 <u>(用語の定義)</u> 第2条 この要領における用語の定義は、次のとおりとする。 <u>(1) 通期の週休2日とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%以上の水準の状態をいう。</u> <u>(2) 月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月毎、かつ対象期間内で現場閉所率が、28.5%以上の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日（以下「土日」という。）の現場閉所では28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数 以上に閉所を行っている場合に、週休2日を達成しているものとみなす。</u> <u>(3) 週単位の週休2日（完全週休2日（土日））とは、対象期間内の各週において土日の現場閉所を原則とし、かつ対象期間内で現場閉所率が、28.5%以上の現場閉所を行うものとする。なお、受注者自らが土日以外（祝日等）にも現場閉所することは可能とする。また、各週の始期については、月曜日を原則とするが、協議により、変更できるものとする。</u> <u>(4) 現場閉所日とは、あらかじめ定めた休工日であり、1日を通していずれの現場施工も実施しない日のことをいう。（ただし、巡回パトロールや保守点検等の現場管理上必要な作業、現場見学会や住民説明会等の開催又は発注者の補助作業を除く）</u> <u>(5) 現場施工とは、対象期間（工事着手日から工事完成日までの期間）における、現場事務所の設置・撤去、測量、工区内伐開・除草、資機材の搬入・搬出、その他仮設物の設置・撤去等の準備作業、仮設工事、本体工事及び後片付けをいう。</u> <u>(6) 現場閉所率とは、対象期間内の現場閉所日数を対象期間内の日数で除した割合をいう。</u> (対象工事) 第3条 佐川町が発注する工事のうち、受注者が<u>週休2日制</u>工事の実施を希望する工事を対象とする。	(趣旨) 第1条 この要領は、建設業における労働者の処遇改善等、働き方改革を推進するため、現場閉所により<u>4週8休</u>を現場の休工日の基本とする「週休2日制<u>モデル</u>工事」<u>（以下、「モデル工事」という。）</u>を実施するにあたり必要な事項を定める。 <u>(用語の定義)</u> 第2条（新設） (対象工事) 第2条 佐川町が発注する工事のうち、受注者が<u>モデル</u>工事の実施を希望する工事を対象とする。 2 以下の工事は、制度の対象外とする。

2 以下の工事は、制度の対象外とする。 (1) 請負対象金額（税込み）500 万円未満の工事 (2) 建築工事 (3) 災害時の応急対応工事（土砂・倒木の撤去工事等） (4) 舗装補修工事（特定の対象路線を定めずに発注するもの） (5) 公共施設維持修繕委託（特定の対象施設を定めずに発注するもの） (6) 1 工区当たりの実作業期間が短く、本制度の趣旨になじまないもの 例）区画線設置工事、交通安全施設整備工事、河川浚渫工事 等 (対象期間) 第4条 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とする。ただし、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間 <u>（月単位の週休2日を実施中に、降雨又は降雪等により休工日が増加し、工期の終盤（最終月）において現場作業を余儀なくされた場合など）</u>）は含まない。 (休工日の確保) 第5条 休工日の確保は、次に掲げる内容とする。 (1) <u>週休2日制</u>工事 ア 受注者は、<u>週休2日制</u>工事を実施している期間中の休工日は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を除く全ての作業を中断し、現場を閉所するものとする。 イ 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理のために連続して行う必要がある作業等、やむを得ず休工日に作業する場合は、休工日を振り替えるものとする。 ウ 降雨、降雪等で作業予定日を休工日とする場合は、休工日を振り替えるものとする。 <u>エ 休工日の振り替えは、月単位の場合は同一月内、週単位の場合は同一週内に限る。ただし、災害対応等など、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するものとする。</u>	(1) 請負対象金額（税込み）500 万円未満の工事 (2) 建築工事 (3) 災害時の応急対応工事（土砂・倒木の撤去工事等） (4) 舗装補修工事（特定の対象路線を定めずに発注するもの） (5) 公共施設維持修繕委託（特定の対象施設を定めずに発注するもの） (6) 1 工区当たりの実作業期間が短く、本制度の趣旨になじまないもの 例）区画線設置工事、交通安全施設整備工事、河川浚渫工事 等 (対象期間) 第3条 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とする。ただし、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 (休工日の確保) 第4条 休工日の確保は、次に掲げる内容とする。 (1) <u>モデル</u>工事 ア 受注者は、<u>モデル</u>工事を実施している期間中の休工日は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を除く全ての作業を中断し、現場を閉所するものとする。 イ 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理のために連続して行う必要がある作業等、やむを得ず休工日に作業する場合は、休工日を振り替えるもの<u>とし、その場合の4週8休もモデル工事として認めるもの</u>とする。 ウ 降雨、降雪等で作業予定日を休工日とする場合は、休工日を振り替えるもの<u>とし、その場合の4週8休もモデル工事として認めるもの</u>とする。 <u>(2) 通期の週休2日と月単位の週休2日</u> <u>ア 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</u> <u>イ 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</u>
---	--

(実施方法) 第6条 発注者は、<u>対象</u>工事の実施にあたって、特記仕様書に<u>週休2日制</u>工事の対象である旨を明示（別紙1参照）するものとする。 2 <u>週休2日制</u>工事の実施を希望する受注者は、契約後速やかに「工事条件変更等確認要求書」（別紙2参照）により発注者に確認の請求を行い、発注者は、確認した結果を受注者に通知するものとする。 3 前号に際しては、「<u>月単位</u>の週休2日」または「<u>週単位</u>の週休2日」のどちらかを選択し、併せて協議を行うものとする。 4 受注者は、施工計画書の提出時に<u>対象</u>工事に対応した工程表を作成し、監督職員と協議するものとする。 5 受注者は、<u>対象</u>工事である旨を、工事看板等で工事現場に掲示するものとする。（別紙3参照） 6 受注者は、土日を閉所日とすることを基本とし、対象期間で<u>週休2日</u>となる工程表を作成するものとする。 7 受注者は、第5条第1項（1）イの規定により、やむを得ず工程表で定めた休工日に作業を行う場合は、事前にその理由を発注者に確認票等の書面（電子メールを含む。）で提出するものとする。 8 受注者は、第5条第1項（1）ウの規定により、作業予定日を休工日とする場合は、休工日の前日までに確認票等の書面（電子メールを含む。）により発注者に報告するものとする。 9 受注者は、休工日を確保したことが確認できるように工事日誌等に休工日を記載し、発注者に提出するものとする。（工事日誌の提出対象工事に限る） 10 受注者は、現場閉所率が確認できる資料（別紙4参照）を作成し、毎月末、発注者に提出するものとする。 11 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日に作業が発生するような指示等は行わないものとする。 (経費の負担) 第7条 施工後、現場の閉所状況（<u>月単位</u>または<u>週単位</u>）に応じた達成状況を確認し、別紙5に掲げる補正分を増額して契約変更を行うものとする。ただし、工事着手前に<u>週休2日制</u>工事に係る協議が整わなかったものは、対象としない。 2 対象工事ごとの実施方法については、次のとおりとする。 (1) <u>週休2日制工事（月単位）</u>	(実施方法) 第5条 発注者は、<u>モデル</u>工事の実施にあたって、特記仕様書に<u>モデル</u>工事の対象である旨を明示（別紙1参照）するものとする。 2 <u>モデル</u>工事の実施を希望する受注者は、契約後速やかに「工事条件変更等確認要求書」（別紙2参照）により発注者に確認の請求を行い、発注者は、確認した結果を受注者に通知するものとする。 3 前号に際しては、「<u>通期</u>の週休2日」または「<u>月単位</u>の週休2日」のどちらかを選択し、併せて協議を行うものとする。 4 受注者は、施工計画書の提出時に<u>モデル</u>工事に対応した工程表を作成し、監督職員と協議するものとする。 5 受注者は、<u>モデル</u>工事である旨を、工事看板等で工事現場に掲示するものとする。（別紙3参照） 6 受注者は、土日を閉所日とすることを基本とし、対象期間で<u>4週8休</u>となる工程表を作成するものとする。 7 受注者は、第4条第1項（1）イの規定により、やむを得ず工程表で定めた休工日に作業を行う場合は、事前にその理由を発注者に確認票等の書面（電子メールを含む。）で提出するものとする。 8 受注者は、第4条第1項（1）ウの規定により、作業予定日を休工日とする場合は、休工日の前日までに確認票等の書面（電子メールを含む。）により発注者に報告するものとする。 9 受注者は、休工日を確保したことが確認できるように工事日誌等に休工日を記載し、発注者に提出するものとする。（工事日誌の提出対象工事に限る） 10 受注者は、現場閉所率が確認できる資料（別紙4参照）を作成し、「<u>通期の週休2日</u>」は<u>工事完成後</u>、「<u>月単位の週休2日</u>」は毎月末、発注者に提出するものとする。 11 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日に作業が発生するような指示等は行わないものとする。 (経費の負担) 第6条 施工後、現場の閉所状況（<u>通期</u>または<u>月単位</u>）に応じた達成状況を確認し、別紙5に掲げる補正分を増額して契約変更を行うものとする。ただし、工事着手前に<u>モデル</u>工事に係る協議が整わなかったものは、対象としない。 2 対象工事ごとの実施方法については、次のとおりとする。 (1) <u>モデル工事（通期）</u>
---	---

<u>ア 対象期間において、全ての月で現場閉所率を確認し、28.5%に満たない月がある場合は、月単位の経費等の補正を行わない。</u> <u>イ 暦上の土曜日、日曜日の現場閉所で28.5%に満たない月は、その月の土曜日、日曜日の合計日数以上に現場閉所を行った場合に、月単位で週休2日を達成したとみなす。</u> <u>ウ 対象期間が7日未満の月については、その月の現場閉所率を確認せず対象外とすることができるものとするが、通期で28.5%に満たない場合は、月単位の経費等の補正を行わない。</u> (2) 週休2日制工事（週単位（完全週休2日（土日）） <u>ア 対象期間において、全ての週で土日閉所されていることを確認し、閉所できていない場合は、週単位（完全週休2日（土日））の経費等の補正を行わない。ただし、第5条第1項（1）の規定により休工日を振り替えた場合を除く。</u> <u>イ 対象期間において、現場閉所率を確認し、28.5%に満たない場合は、週単位（完全週休2日（土日））の経費等の補正を行わない。</u> 3 祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）を休工日とした場合についても、現場閉所率に含めるものとする。 （アンケート調査等） 第8条 発注者が<u>対象</u>工事に関するアンケート調査やヒアリングを実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後にあっても同様とする。 （その他） 第9条 <u>対象</u>工事の実施にあたって、本要領に定めのない事項は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。 附則 この要領は、令和7年4月1日から施行する。 <u>附則</u> <u>この要領は、令和7年7月1日から積算し、発注する工事から適用する。</u> 別紙1～5（略）	<u>対象期間の現場閉所日数の割合（現場閉所率）を確認し、4週8休（28.5%）に満たないものは、経費等の補正を行わない。</u> (2) モデル工事（月単位） <u>ア 対象期間において、全ての月で現場閉所日数の割合（現場閉所率）を確認し、4週8休（28.5%）に満たない月がある場合は、月単位の経費等の補正を行わない。ただし、「通期」で達成している場合は、「通期」の比率により契約変更を行うことができる。</u> <u>イ 暦上の土曜日、日曜日の現場閉所で28.5%に満たない月は、その月の土曜日、日曜日の合計日数以上に現場閉所を行った場合に、月単位で週休2日を達成したとみなす。</u> <u>ウ 対象期間が7日未満の月については、その月の現場閉所日数の割合（現場閉所率）を確認せず対象外とすることができるものとするが、通期で4週8休（28.5%）に満たない場合は、月単位の経費等の補正を行わない。</u> 3 祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）を休工日とした場合についても、現場閉所率に含めるものとする。 （アンケート調査等） 第7条 発注者が<u>モデル</u>工事に関するアンケート調査やヒアリングを実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後にあっても同様とする。 （その他） 第8条 <u>モデル</u>工事の実施にあたって、本要領に定めのない事項は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。 附則 この要領は、令和7年4月1日から施行する。 別紙1～5（略）
--	---